

耐震診断・耐震改修等に係る補助制度一覧

次の表の補助制度を活用して地震に対して安全な住まいにしましょう！

住宅等の地震対策に係る補助金		
補助の種類	補助を受けられる主な条件	補助金の額
木造住宅 耐震診断	・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅	・耐震診断費用の全額
木造住宅 耐震改修	・木造住宅耐震診断を受けた住宅 ・判定値を次のようにする改修工事 0.7未満 → 1.0以上 0.7以上1.0未満 → 0.3以上加算	・耐震改修費の80% 【上限120万円】
木造住宅段階的 耐震改修	・木造住宅耐震診断を受け、判定値が0.4未満の住宅 ・判定値を次のように2段階で1.0以上にする改修工事 (1) 1段階目 0.4未満 → 0.7以上1.0未満 (2) 2段階目 1段階目を実施したもの → 1.0以上	・耐震改修費の80% (1) 1段階目【上限60万円】 (2) 2段階目【上限30万円】
非木造住宅 耐震診断	・昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅	・戸建住宅…診断費用の3分の2 【上限9万円】 ・非戸建住宅…診断費用の3分の2
非木造住宅 耐震改修	・昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅	・耐震改修費の80% 【上限120万円】
木造住宅耐震 シェルター設置	・木造住宅耐震診断を受け、判定値が0.4未満の建物 ・高齢者又は障がい者が住む世帯であること	・耐震シェルター設置に要する費用 【上限30万円】
建築物撤去	・木造住宅耐震診断を行い、判定値が1.0未満の建物 ・建築士が実施した耐震診断でIs値0.6未満と診断された木造住宅以外の建物 ・老朽化が明らかで、応急危険度判定士が「危険」と判断したもの	・建築物の撤去に要する費用 (1) 道路に面する建築物で倒壊時に道路をふさぐおそれのあるもの 【上限25万円】 (2) 上記以外の建築物 【上限20万円】
コンクリート ブロック塀等 撤去及び フェンス等設置	・公衆用道路に面するコンクリートブロック塀などを撤去する工事 ・道路から1.0m以上の高さのもの ・コンクリートブロック塀などの撤去後に新たにフェンス等を設置する工事	・コンクリートブロック塀などの撤去に要する費用または塀の長さ×1万円のいずれか少ない額の3分の2 (1) 指定道路に面する場合【上限12万円】 (2) その他の道路の場合【上限10万円】 ・フェンスなどの設置に要する費用またはフェンスの長さ×3万8千4百円のいずれか少ない額の3分の2 【上限20万円】

詳細につきましては、みよし市都市計画課までお問い合わせください